

報告第7号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月31日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

別紙

番号	事 故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)	
	発生年月日					
1	令和 4. 9. 21	愛西市赤目 町海用地内	貨物自動車由市道 6269 号線から民有地へ進入するとき、道路が陥没したため、バンパー等を破損させ、相手方に物的損害を与えたもの	[Redacted]	土木課 (所管)	156,717 円
	令和 4. 7. 22					
2	令和 4. 9. 28	愛西市渕高 町蔭島地内	乗用車由市道 8037 号線に設置された横断側溝を通過したとき、側溝の蓋がはね上がり、車両下部を破損させ、相手方に物的損害を与えたもの	[Redacted]	土木課 (所管)	437,682 円
	令和 3. 6. 24					